

# 福岡市公報

令和2年8月3日 第6695号(別冊)

発行所

福岡市中央区天神一丁目8番1号

福岡市役所

(総務企画局行政部法制課)

発行日 毎週月・木曜日

目次 ページ  
公 告

○研究室等の使用者の公募 (第196号)..... 1

## 公 告

### 福岡市公告第196号

福岡市産学連携交流センター条例第6条第1項本文の規定に基づき、福岡市産学連携交流センターの研究室等を使用しようとする者を公募するので、福岡市産学連携交流センター条例施行規則第4条の規定により次のように公告する。

令和2年8月3日

福岡市長 高 島 宗 一 郎

1 研究室等の名称及び面積並びに設備

(1) 名称

新事業実験室

(2) 面積及び使用料

部屋面積	月額使用料	部屋数
50平方メートル	150,000円	1
125平方メートル	395,000円	1

(3) 設備

募集要項に記載

2 研究室等の使用期間

令和2年10月1日以後市長が許可した日から3年以内

3 研究室等の応募資格

産学連携交流により研究開発を行う企業等及び当該企業等に対し経営又は技術の支援を行う企業のうち、次のいずれにも該当しないもの

(1) 申請者（法人の場合にあっては、当該法人の役員）が破産者及び禁錮以上の刑に処

せられている者であるもの

- (2) 申請者（法人の場合にあっては、当該法人の役員）が福岡市暴力団排除条例第2条第2号に規定する暴力団員又は同条例第6条に規定する暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有する者その他集団的に、又は常習的に暴力的不法行為その他の違法行為を行うおそれがある者であるもの
- (3) 国税及び地方税に係る徴収金（本税及び延滞金等）に滞納があるもの
- (4) 騒音、臭気、振動等の環境保全上の問題があり、他の施設の利用者と協調して事業又は研究を行うことができないもの
- (5) その他研究室等の利用者として社会通念上ふさわしくないもの

4 詳細は、募集要項による。

5 募集要項を次のとおり配布する。

(1) 方法

ア 次のとおり交付する。

(ア) 場所

福岡市中央区天神一丁目8番1号

福岡市役所（経済観光文化局創業・立地推進部産学連携課）

電話 092-711-4344

(イ) 時間

午前9時30分から午後5時まで（正午から午後1時までを除く。）

イ 本市ホームページから下記(2)に掲げる期間中に掲載する募集要項等をダウンロードすること。

URL <http://sangaku-center.city.fukuoka.lg.jp/>

(2) 期間

この公告の日から令和2年8月21日まで（上記アの方法による場合にあっては、日曜日、土曜日及び祝日（以下「休日」という。）を除く。）

6 申請書及び書類の受付期間並びに提出先

(1) 受付期間

ア 期間

この公告の日から令和2年8月21日まで（休日を除く。）

イ 時間

午前9時30分から午後5時まで（正午から午後1時までを除く。）

(2) 提出先

福岡市中央区天神一丁目8番1号

福岡市役所（経済観光文化局創業・立地推進部産学連携課）

電話 092-711-4344

7 その他

当公募において使用者が決定しなかったときは、申請を随時募集し受け付ける随時公募を行う場合がある。詳細は、福岡市産学連携交流センターのホームページ等に掲載する。

